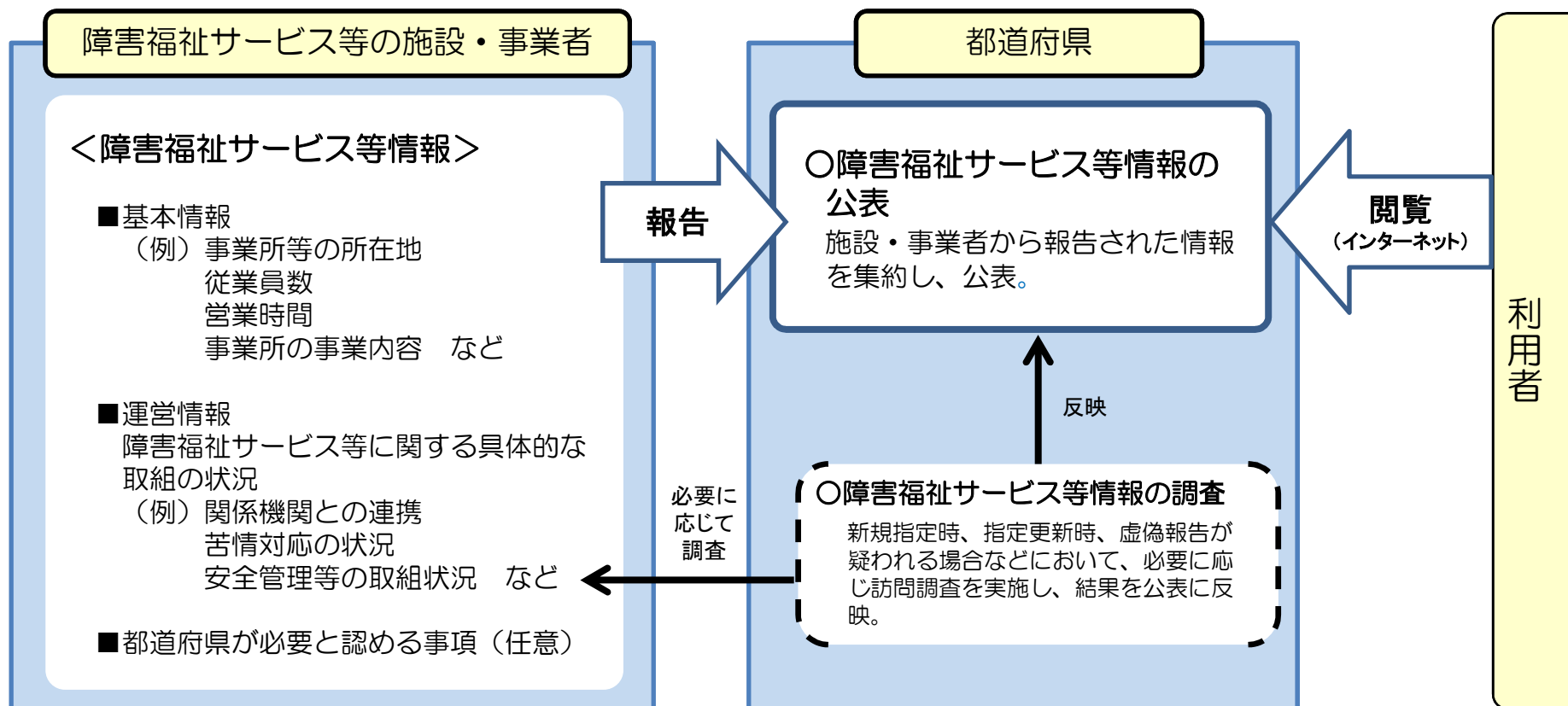


### (3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

#### 1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



## 2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

## 3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

## 4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。  
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。  
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、平成29年12月11日 社会保障審議会障害者部会(第88回)の資料3を参照。  
 (厚生労働省HP):

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000187441.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000187441.pdf)

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所等を運営する法人等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等</li> </ul> </li> </ul>
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスを提供する事業所等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスに従事する従業者に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスの内容に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等</li> </ul> </li> <li>○ 利用料等に関する事項 など</li> </ul>
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の権利擁護の取組</li> <li>○ サービスの質の確保の取組</li> <li>○ 相談・苦情等への対応</li> <li>○ サービスの評価、改善等の取組</li> <li>○ 外部の者等との連携</li> <li>○ 適切な事業運営・管理の体制</li> <li>○ 安全・衛生管理等の体制</li> <li>○ 情報の管理、個人情報保護等の取組</li> <li>○ その他(従業者の研修の状況等) など</li> </ul>

## 5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

### (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

## 6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

### (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

#### 【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

## 7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等			試行運用	システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認						
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告						

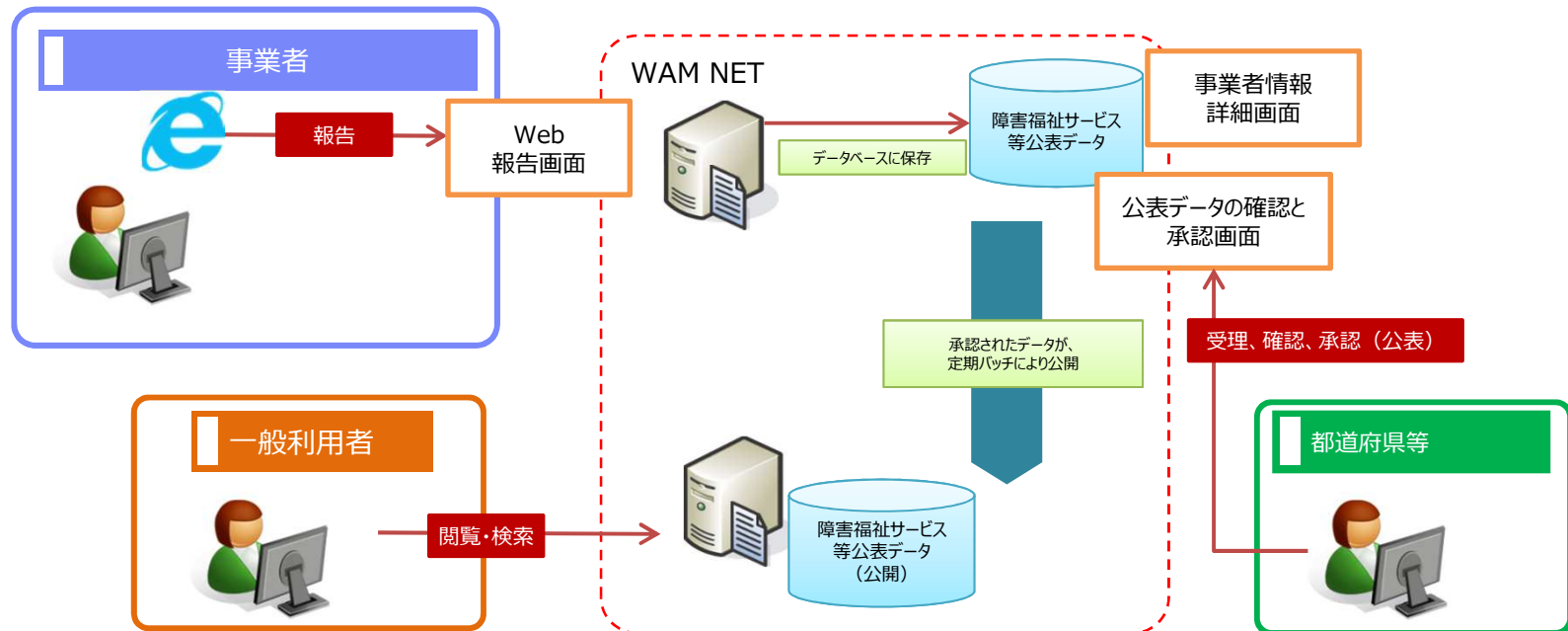
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

## 【参考】 障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

### 情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。





## (4) 地方分権について

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)のうち、障害保健福祉部関係は以下の項目

- 道府県が指定都市の区役所等に行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務について、協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を通知(29年度中)
- 児童発達支援センターにおける食事の提供における施設内調理以外の方法について、構造改革特区で引き続き検討
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスを合同で実施する場合、従業員の兼務や設備の共用等が可能である旨周知(29年度中)
- 児童発達支援について、利用児童が少数である地域での事業運営の在り方を検討・結論(30年度報酬改定)
- 医療型児童発達支援事業の医師の配置について、医師等の員数を算出する際の常勤換算の方法等の具体的な基準を明示し、必ずしも常勤医が確保できなくてもよい旨通知(29年度中)
- 医療型児童発達支援事業の医師の配置要件の緩和について、検討・結論(29年度中)
- 障害の相談支援の体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討・結論(30年度報酬改定)
- 措置による障害福祉サービス等の費用にかかる負担能力の認定又は費用徴収に関する事務について、個人番号による地方税関係情報との情報連携を可能に(※)
- 精神医療審査会の開催・議決について、テレビ会議等の活用を可能とすること等を検討・結論(30年中)
- 指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新について、指定の有効期限が異なる場合にも、指定有効期限を合わせて更新することが可能である旨周知(29年度中)
- 自立訓練の対象者について、障害者のニーズを踏まえ、その在り方を検討・結論(29年度中)
- 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準について、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方を検討・結論(30年度報酬改定)
- 自立支援医療に係る支給認定の有効期間について、現行の1年を延長する方策を検討・結論(31年中)

→ (※)については、今年の通常国会に提出される予定の「第8次地方分権一括法(仮称)」において措置予定

## 第8次地方分権一括法(仮)における改正事項(障害保健福祉部関係)

### 現行制度

- 地方自治体が、以下に掲げる法律の規定に基づいて、入所措置、サービスの提供等の措置又は入院措置等を行う場合は、当該地方自治体は、被措置者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、措置に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。
  - ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法第21条の6)、児童入所措置(同法第27条第1項第3号)及び障害児入所措置(同法第27条第2項)
  - ・ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法第18条第1項)及び障害者支援施設への入所等の措置(同法第18条第2項)
  - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく入院措置(同法第29条及び第29条の2)
  - ・ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法第15条の4)及び障害者支援施設への入所等の措置(同法第27条)
- このため、現在、多くの地方自治体において、被措置者又はその扶養義務者に対し、源泉徴収票や納税証明書の提出を求め、又は官公庁に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること等により、費用負担能力の確認が行われている。

### 改正内容

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)及び地方自治体からの要望を踏まえ、各法に基づく措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、これらの事務を処理することが可能となるよう、各法において、被措置者又はその扶養義務者の収入の状況等に関する報告徴求権等の規定の整備を行う。

### 施行期日

平成31年7月1日(P)



## (参考)平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)

※障害保健福祉部関係

### (2)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)

道府県が指定都市の区役所等を行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。

### (3)児童福祉法(昭22法164)

(v)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(viii)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の特例(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業員が兼務可能であること、設備を共用することが可能であること等を、地方公共団体及び事業者に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。

(ix)児童発達支援(6条の2の2第2項)については、利用児童が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(x)医療型児童発達支援(6条の2の2第3項)の医師の配置については、以下のとおりとする。

- ・医師等の員数を算出する際の常勤換算の方法等の具体的基準を明示し、必ずしも常勤医が確保できなくても医療型児童発達支援の運営が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。
- ・医師の配置要件の緩和については、医師不足が深刻な地域の状況を踏まえ、医療の質の確保や診療所における管理者の常勤要件等との整合性等を考慮しつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## (参考)平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)

※障害保健福祉部関係

(4) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

障害児及び障害者の相談支援については、相談支援の体制の充実や質の向上に向けた検討の中で相談支援専門員の確保の方策について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(7) 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法123)22条の規定に基づく守秘義務を解除した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権の規定を整備することや、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(12) 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(昭25法123)22条の規定に基づく守秘義務を解除した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権の規定を整備することや、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)

精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## (参考)平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)

※障害保健福祉部関係

(14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31条)については、地方税法(昭25法123)22条の規定に基づく守秘義務を解除した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権の規定を整備することや、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(19)知的障害者福祉法(昭35法37)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(昭25法123)22条の規定に基づく守秘義務を解除した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査権の規定を整備することや、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

**(参考)平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)(抄)**

※障害保健福祉部関係

**(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)**

- (i) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新(41条1項)、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新(51条の21第1項)並びに指定自立支援医療機関の指定の更新(60条1項)については、指定有効期限が異なっている場合にも指定有効期限を合わせて更新することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。
- (ii) 自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## (5) 寡婦控除のみなし適用等について

### ① 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について（案）

#### 概 要

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、特別児童扶養手当等の支給を制限する場合の所得額の計算方法や、自立支援給付の利用者負担額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

#### 障害関係

事 業 等 名	適 用 内 容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法
	利用者負担額の決定
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

- 実施方法 政令又は通知等の改正により実施
- 実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）

### ② 公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用について（案）

#### 概 要

- 特別児童扶養手当等の支給を制限する場合の所得額の計算方法において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を適用する。

- 対象事業 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当
- 実施方法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の改正により実施
- 実施時期 平成30年8月を予定

## (6) 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて

- 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)については、難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴う指定難病の検討等を踏まえ、平成26年8月より平成29年2月にかけて「障害者総合支援法対象疾病検討会」において疾病の要件や対象疾病の検討を行い、対象疾病を130疾病から358疾病に拡大している。
- その後の指定難病の検討状況等を踏まえ、本年2月に開催する障害者総合支援法対象疾病検討会において新たに対象となる疾病の検討を行い、本年4月を目途に施行を予定している。
- 今後も対象となる方が必要な障害福祉サービス等を受けられることができるよう、対象疾病が拡大したことなど制度の周知に加え、障害者手帳に該当する状態であれば手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応や障害担当部局と医療担当部局、就労担当部局との連携について、引き続きお願いしたい。
- また、難病患者等に対する障害支援区分の認定に際しての留意点等を、認定業務に携わる者向けに整理した、「難病患者等に対する認定マニュアル」(平成29年10月改訂版)を配布している。当該マニュアルについては障害者総合支援法の対象となる疾病の追加等の施行後に改訂版を配布する予定としており、管内市町村に加え、関係機関等にも周知いただくとともに、本マニュアルを活用した研修会を開催するなど、区分認定の適切な実施にご協力をお願いしたい。



# 検討の経過と今後のスケジュール

H26.7

「障害者総合支援法対象疾病検討会」の立ち上げ

【第1回】○ 関係団体ヒアリング

- ・ 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）
- ・ 認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク

○ 検討の進め方 等

【第2回】○ 障害者総合支援法の対象となる難病等の考え方（要件等）

○ 対象疾病の検討（第1次実施分）

H27.1

第1次疾病の実施（151疾病）

H27.3

【第3回】○ 検討（第2次）の進め方

○ 対象疾病の検討（第2次実施分）

【第4回】○ 対象疾病の検討（第2次実施分）

H27.7

第2次疾病の実施（332疾病）

H29.2

【第5回】○ 対象疾病の検討（第3次実施分）

H29.4

第3次疾病の実施（358疾病）

H30.2予定

【第6回】○ 対象疾病の検討（第4次実施分）

⇒ その後、パブコメの実施、告示の改正等

H30.4予定

第4次疾病の実施

## 障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病（医療費助成の対象となる難病）の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下の通りとされている。

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	<u>要件としない</u>
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	<u>要件としない</u>
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

※他の施策体系が樹立している疾病を除く。  
 ※疾病の「重症度」は勘案しない。

# 平成29年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(358疾病)

※平成29年4月1日施行

- ※ 新たに対象となる疾病(26疾病)
- △ 標記が変更された疾病(2疾病)
- 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	41	遠位型ミオパチー	81	筋ジストロフィー
2	アイザックス症候群	42	円錐角膜 ○	82	クッシング病
3	I g A腎症	43	黄色靭帯骨化症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
4	I g G 4 関連疾患	44	黄斑ジストロフィー	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	45	大田原症候群	85	クルーゾン症候群
6	アジソン病	46	オクシピタル・ホーン症候群	86	グルコーストランスporter 1 欠損症
7	アッシャー症候群	47	オスラー病	87	グルタル酸血症1型
8	アトピー性脊髄炎	48	カーニー複合	88	グルタル酸血症2型
9	アペール症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	89	クロウ・深瀬症候群
10	アミロイドーシス	50	潰瘍性大腸炎	90	クローン病
11	アラジール症候群	51	下垂体前葉機能低下症	91	クロンカイト・カナダ症候群
12	有馬症候群	52	家族性地中海熱	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
13	アルポート症候群	53	家族性良性慢性天疱瘡	93	結節性硬化症
14	アレキサンダー病	54	カナバン病 ※	94	結節性多発動脈炎
15	アンジェルマン症候群	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
16	アントレー・ピクスラー症候群	56	歌舞伎症候群	96	限局性皮質異形成
17	イソ吉草酸血症	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	97	原発性局所多汗症 ○
18	一次性ネフローゼ症候群	58	カルニチン回路異常症 ※	98	原発性硬化性胆管炎
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	59	加齢黄斑変性 ○	99	原発性高脂血症
20	1 p 36欠失症候群	60	肝型糖原病	100	原発性側索硬化症
21	遺伝性自己炎症疾患 ※	61	間質性膀胱炎(ハンナ型)	101	原発性胆汁性胆管炎 △
22	遺伝性ジストニア	62	環状20番染色体症候群	102	原発性免疫不全症候群
23	遺伝性周期性四肢麻痺	63	関節リウマチ	103	顕微鏡的大腸炎 ○
24	遺伝性腭炎	64	完全大血管転位症	104	顕微鏡的多発血管炎
25	遺伝性鉄芽球形貧血	65	眼皮膚白皮症	105	高I g D症候群
26	VATER 症候群	66	偽性副甲状腺機能低下症	106	好酸球性消化管疾患
27	ウィーバー症候群	67	ギャロウェイ・モワト症候群	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
28	ウィリアムズ症候群	68	急性壊死性脳症 ○	108	好酸球性副鼻腔炎
29	ウィルソン病	69	急性網膜壊死 ○	109	抗糸球体基底膜腎炎
30	ウエスト症候群	70	球脊髄性筋萎縮症	110	後縦靭帯骨化症
31	ウェルナー症候群	71	急速進行性糸球体腎炎	111	甲状腺ホルモン不応症
32	ウォルフラム症候群	72	強直性脊椎炎	112	拘束型心筋症
33	ウルリッヒ病	73	強皮症	113	高チロシン血症1型
34	HTLV - 1 関連脊髄症	74	巨細胞性動脈炎	114	高チロシン血症2型
35	A T R - X 症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	115	高チロシン血症3型
36	A D H 分泌異常症	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	116	後天性赤芽球癆
37	エーラス・ダンロス症候群	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	広範脊柱管狭窄症
38	エプスタイン症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	118	抗リン脂質抗体症候群
39	エプスタイン病	79	筋萎縮性側索硬化症	119	コケイン症候群
40	エマヌエル症候群	80	筋型糖原病	120	コステロ口症候群

## 平成29年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(358疾病)

121	骨形成不全症	161	進行性骨化性線維異形成症	201	先天性無痛無汗症
122	骨髄異形成症候群 ○	162	進行性多巣性白質脳症	202	先天性葉酸吸収不全
123	骨髄線維症 ○	163	進行性白質脳症 ※	203	前頭側頭葉変性症
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	164	進行性ミオクローヌスてんかん ※	204	早期ミオクローニー脳症
125	5p欠失症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	205	爪膝蓋骨症候群(ネイルパテラ症候群)/LMX1B関連腎症 ※
126	コフィン・シリス症候群	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	206	総動脈幹遺残症
127	コフィン・ローリー症候群	167	スタージ・ウェーバー症候群	207	総排泄腔遺残
128	混合性結合組織病	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	208	総排泄腔外反症
129	鰓耳腎症候群	169	スミス・マギニス症候群	209	ソトス症候群
130	再生不良性貧血	170	スモン ○	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
131	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	171	脆弱X症候群	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
132	再発性多発軟骨炎	172	脆弱X症候群関連疾患	212	大脳皮質基底核変性症
133	左心低形成症候群	173	正常圧水頭症 ○	213	大理石骨病 ※
134	サルコイドーシス	174	成人スチル病	214	ダウン症候群 ○
135	三尖弁閉鎖症	175	成長ホルモン分泌亢進症	215	高安動脈炎
136	三頭酵素欠損症 ※	176	脊髄空洞症	216	多系統萎縮症
137	CFC症候群	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	タナトフォリック骨異形成症
138	シェーグレン症候群	178	脊髄髄膜瘤	218	多発血管炎性肉芽腫症
139	色素性乾皮症	179	脊髄性筋萎縮症	219	多発性硬化症/視神経脊髄炎
140	自己貪食空胞性ミオパチー	180	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症 ※	220	多発性軟骨性外骨腫症 ※ ○
141	自己免疫性肝炎	181	前眼部形成異常 ※	221	多発性嚢胞腎
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 △	182	全身型若年性特発性関節炎	222	多脾症候群
143	自己免疫性溶血性貧血	183	全身性エリテマトーデス	223	タンジール病
144	四肢形成不全 ※ ○	184	先天異常症候群 ※	224	単心室症
145	シトステロール血症	185	先天性横隔膜ヘルニア	225	弾性線維性仮性黄色腫
146	シトリン欠損症 ※	186	先天性核上性球麻痺	226	短腸症候群 ○
147	紫斑病性腎炎	187	先天性気管狭窄症 ※	227	胆道閉鎖症
148	脂肪萎縮症	188	先天性魚鱗癬	228	遅発性内リンパ水腫
149	若年性肺気腫	189	先天性筋無力症候群	229	チャージ症候群
150	シャルコー・マリー・トゥース病	190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症 ※	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
151	重症筋無力症	191	先天性三尖弁狭窄症 ※	231	中毒性表皮壊死症
152	修正大血管転位症	192	先天性腎性尿管症	232	腸管神経節細胞減少症
153	シュワルツ・ヤンベル症候群	193	先天性赤血球形成異常性貧血	233	TSH分泌亢進症
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	先天性僧帽弁狭窄症 ※	234	TNF受容体関連周期性症候群
155	神経細胞移動異常症	195	先天性大脳白質形成不全症	235	低ホスファターゼ症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性肺静脈狭窄症 ※	236	天疱瘡
157	神経線維腫症	197	先天性風疹症候群 ○	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
158	神経フェリチン症	198	先天性副腎低形成症	238	特発性拡張型心筋症
159	神経有棘赤血球症	199	先天性副腎皮質酵素欠損症	239	特発性間質性肺炎
160	進行性核上性麻痺	200	先天性ミオパチー	240	特発性基底核石灰化症

# 平成29年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(358疾病)

241	特発性血小板減少性紫斑病	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	321	慢性特発性偽性腸閉塞症
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因による） ※	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	322	ミオクロニー欠伸てんかん
243	特発性後天性全身性無汗症	283	びまん性汎細気管支炎 ○	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
244	特発性大腿骨頭壊死症	284	肥満低換気症候群 ○	324	ミトコンドリア病
245	特発性門脈圧亢進症	285	表皮水疱症	325	無虹彩症 ※
246	特発性両側性感音難聴	286	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	326	無脾症候群
247	突発性難聴 ○	287	ファイファー症候群	327	無βリポタンパク血症
248	ドラベ症候群	288	ファロー四徴症	328	メーブルシロップ尿症
249	中條・西村症候群	289	ファンコニ貧血	329	メチルグルタコン酸尿症 ※
250	那須・ハコラ病	290	封入体筋炎	330	メチルマロン酸血症
251	軟骨無形成症	291	フェニルケトン尿症	331	メビウス症候群
252	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	292	複合カルボキシラーゼ欠損症	332	メンクス病
253	22q11.2欠失症候群	293	副甲状腺機能低下症	333	網膜色素変性症
254	乳幼児肝巨大血管腫	294	副腎白質ジストロフィー	334	もやもや病
255	尿素サイクル異常症	295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	335	モワット・ウイルソン症候群
256	ヌーナン症候群	296	ブラウ症候群	336	薬剤性過敏症候群 ○
257	脳腱黄色腫症	297	ブラダー・ウィリ症候群	337	ヤング・シンプソン症候群
258	脳表ヘモジデリン沈着症	298	プリオン病	338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
259	膿疱性乾癬	299	プロピオン酸血症	339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
260	嚢胞性線維症	300	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	340	4p欠失症候群
261	パーキンソン病	301	閉塞性細気管支炎	341	ライソゾーム病
262	パージャール病	302	β-ケトチオラーゼ欠損症 ※	342	ラスムッセン脳炎
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	303	ベーチェット病	343	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
264	肺動脈性肺高血圧症	304	ベスレムミオパチー	344	ランドウ・クレフナー症候群
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	305	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	345	リジン尿性蛋白不耐症
266	肺胞低換気症候群	306	ヘモクロマトーシス ○	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
267	パッド・キアリ症候群	307	ペリー症候群	347	両大血管右室起始症
268	ハンチントン病	308	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	348	リンパ管腫症/ゴーハム病
269	汎発性特発性骨増殖症 ○	309	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	349	リンパ脈管筋腫症
270	P C D H 19関連症候群	310	片側巨脳症	350	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
271	非ケトーシス型高グリシン血症 ※	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群
272	肥厚性皮膚骨膜炎	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 ※	352	レーベル遺伝性視神経症
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	314	ポルフィリン症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
275	肥大型心筋症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群	355	レット症候群
276	左肺動脈右肺動脈起始症 ※	316	マルファン症候群	356	レノックス・ガストー症候群
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	317	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	357	ロスモンド・トムソン症候群
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	318	慢性血栓性肺高血圧症	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
279	ピッカースタッフ脳幹脳炎	319	慢性再発性多発性骨髄炎		
280	非典型溶血性尿毒症症候群	320	慢性膀胱炎 ○		

注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある

## (7) 視覚障害の認定基準の見直しについて

- 現行の視覚障害の認定基準に関しては、視力障害については両眼の視力の和によるものから良い方の眼の視力によるものとすべきこと、また、視野障害についてはゴールドマン型視野計の基準に加えて自動視野計による基準も設ける必要があることとの指摘が、学会等からなされていた。
- 平成28年8月、日本眼科学会及び日本眼科医会が開催している合同委員会において、専門的な見地から視覚障害認定の在り方について検証がなされ、厚生労働省にその報告書が提出された。
- これを受け、視覚障害の認定基準に関する検討会を開催し、有識者や当事者の意見を踏まえ、平成29年12月に認定基準の改正案のとりまとめを行った。その後、平成30年1月に疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会に諮り、改正案の承認を得た。
- 見直し後の認定基準については、平成30年1月～4月にかけて必要な手続を経て、関係自治体に対して通知するので、円滑な施行に向けて、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。





# 視覚障害の認定基準に関する検討会

## 1. 趣旨

身体障害認定における視覚障害の認定基準を検討

※日本眼科学会と日本眼科医会の合同委員会において、現行の認定基準の検証がなされ、同委員会の議論の結果(報告書)が厚生労働省に提出された。(平成28年8月26日)

## 2. 構成等

社会・援護局障害保健福祉部長による検討会

石橋 達朗	九州大学病院 病院長
久保田 伸枝	帝京大学医学部名誉教授
白井 正一郎	眼科池田クリニック 医師
竹下 義樹	社会福祉法人日本盲人会連合会長
田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター
仲泊 聡	国立研究開発法人理化学研究所
◎中村 耕三	東京大学名誉教授
松本 長太	近畿大学医学部眼科学教室教授
○湯澤 美都子	日本大学名誉教授

◎座長 ○座長代理

## 3. 事務局

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

## 4. 開催状況

第1回	平成29年1月23日
第2回	平成29年3月16日
第3回	平成29年5月31日
第4回	平成29年7月28日
第5回	平成29年12月27日

## 5. 主な検討事項

- 視力障害および視野障害の認定基準について
- 視力障害、視野障害以外の視機能障害当事者からの意見聴取 等

## (8) 国保連における審査支払事務の見直しについて

### (1) 審査支払事務の見直し(国保連における一次審査と市町村等における二次審査)

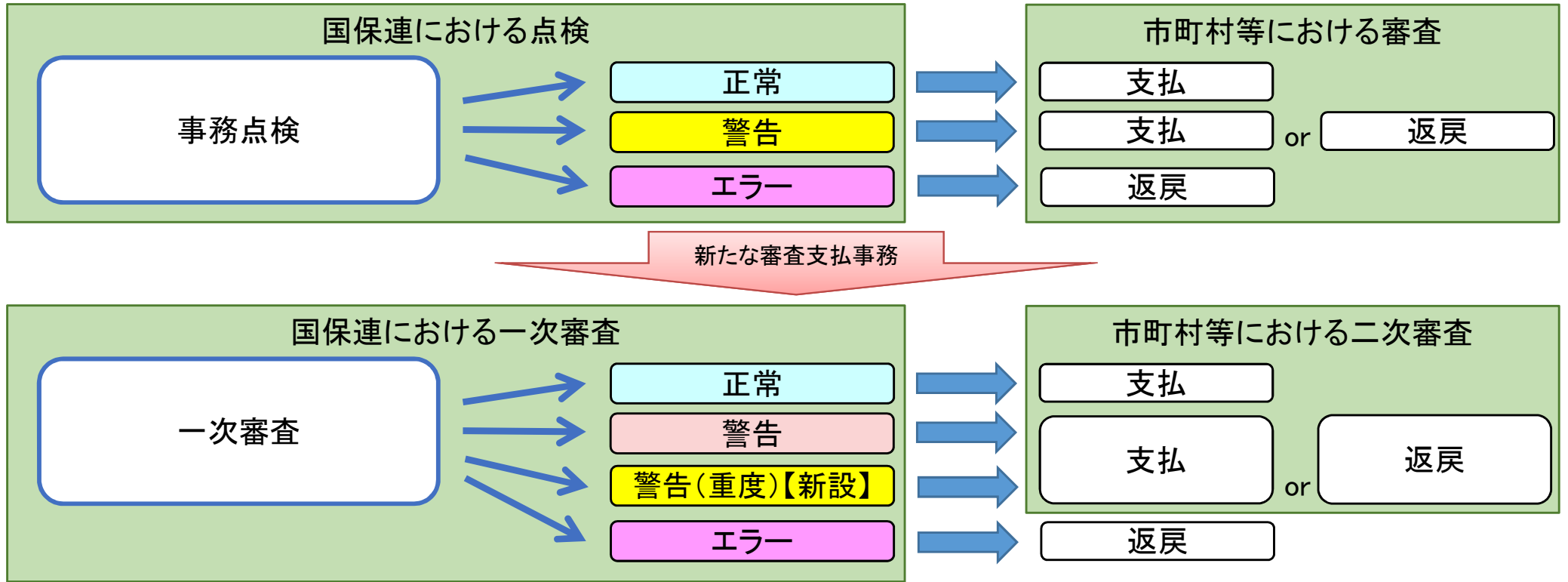
- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう「改正障害者総合支援法等」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法成立後、国民健康保険中央会における「障害者総合支援法等審査事務研究会」で、給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け、報告書が取りまとめられたこと等を受け、新たな審査支払事務で国保連は、「一次審査」において、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳等と照らし合わせ、問題ないと判定された請求情報は正常、報酬算定ルールに則していないもの等はエラー（返戻）とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるもの等は「警告（重度）」として「警告」と区分する。また、国保連は、市町村等における「二次審査」が効果的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをわかりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する等を行う。（別紙参照）
- 市町村等は「二次審査」において、国保連の「一次審査」で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について、支払とするか「返戻」とするかの判断等を行う。

### (2) 給付費の審査支払事務の委託手数料について

- 障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」に請求明細書1枚あたりの手数料単価210円の額が計上されているところ。
- 今般の改正法が平成30年4月から施行され、給付費の審査をより効果的・効率的に実施するため、自治体が審査を国保連に委託することに伴い、国保連の審査事務等の増加が見込まれる。
- これに伴う審査支払事務の委託手数料の見直しに当たっては、都道府県・市町村と国保連との間で十分な調整を行い、実情を踏まえた適切な対応をお願いする。

# 国保連における一次審査と市町村等における二次審査

○ 現在、国保連では市町村等における審査を支援するため、「事務点検」を実施しているが、新たな審査支払事務においては、国保連で「一次審査」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査において、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの(エラー)については、国保連の審査による返戻として処理する。



実施項目	国保連において新たに実施する内容
「警告」から「エラー」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村で審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。